東京都	9.32%	3.50%	5.82%
神奈川県	9.33%	3.50%	5.83%
新潟県	9.29%	3.50%	5.79%
富山県	9.31%	3.50%	5.81%
石川県	9.36%	3.50%	5.86%
福井県	9.34%	3.50%	5.84%
山梨県	9.31%	3.50%	5.81%
長野県	9.26%	3.50%	5.76%
岐阜県	9.34%	3.50%	5.84%
静岡県	9.30%	3.50%	5.80%
愛知県	9.33%	3.50%	5.83%
三重県	9.34%	3.50%	5.84%
滋賀県	9.33%	3.50%	5.83%
京都府	9.33%	3.50%	5.83%
大阪府	9.38%	3.50%	5.88%
兵庫県	9.36%	3.50%	5.86%
奈良県	9.35%	3.50%	5.85%
和歌山県	9.37%	3.50%	5.87%
鳥取県	9.34%	3.50%	5.84%
島根県	9.35%	3.50%	5.85%
岡山県	9.38%	3.50%	5.88%
広島県	9.37%	3.50%	5.87%
山口県	9.37%	3.50%	5.87%
徳島県	9.39%	3.50%	5.89%
香川県	9.40%	3.50%	5.90%
愛媛県	9.34%	3.50%	5.84%
高知県	9.38%	3.50%	5.88%
福岡県	9.40%	3.50%	5.90%
佐賀県	9.41%	3.50%	5.91%
長崎県	9.37%	3.50%	5.87%
熊本県	9.37%	3.50%	5.87%
大分県	9.38%	3.50%	5.88%
宮崎県	9.34%	3.50%	5.84%
鹿児島県	9.36%	3.50%	5.86%
沖縄県	9.33%	3.50%	5.83%

別表３を次のように改める。

別表３（第40条関係）

介護保険料率
1.50%

別表４を次のように改める。

別表４（第41条関係）

⑴　介護保険第２号被保険者である日雇特例被保険者

１日につき、その者の標準賃金日額の等級に応じ、次の表に掲げる額

標準賃金日額の等級	日雇特例被保険者に関する保険料額	当該被保険者の負担すべき額	当該被保険者を使用する事業主の負担すべき額
第１級	420円	160円	260円
第２級	610円	235円	375円
第３級	810円	310円	500円
第４級	1,020円	390円	630円
第５級	1,230円	470円	760円
第６級	1,520円	580円	940円
第７級	1,870円	715円	1,155円
第８級	2,220円	850円	1,370円
第９級	2,580円	985円	1,595円
第10級	3,010円	1,150円	1,860円
第11級	3,510円	1,340円	2,170円

⑵　前号に掲げる者以外の日雇特例被保険者

１日につき、その者の標準賃金日額の等級に応じ、次の表に掲げる額

標準賃金日額の等級	日雇特例被保険者に関する保険料額	当該被保険者の負担すべき額	当該被保険者を使用する事業主の負担すべき額
第１級	360円	140円	220円
第２級	530円	205円	325円